

預貯金債権の相続

—遺産分割の対象性に関する新判例

太田 幸夫

- I はじめに
- II 事実関係
- III 本決定の概要
 - 1 法廷意見
 - 2 補足意見等
- IV 判例・実務及び代表的学説
 - 1 主要判例及び裁判実務
 - 2 代表的学説
- V 本決定の射程及び実務等への影響
 - 1 本決定の射程
 - 2 実務等への影響
- VI 結語
- 附録 主要評釈等

I はじめに

預貯金債権の相続に関しては、相続人が複数いる場合、相続開始と同時に相続人の相続分に応じて当然分割され、従って当事者全員の合意がない限り、遺産分割の対象とならないとするのがこれまでの判例及び裁判実務慣行であった。他方、金融機関では相続人間のトラブルに巻き込まれるのを懸念し、原則として相続人全員の合意書面（遺産分割協議書と解し得る）がないと払戻しに応じないのが原則的な取扱いであった。その対立からは、これらの判例に従わず、相続人の一部からの預金払戻請求に応じなかった金融機関に不法行為責任を負わせる裁判例まで生んだ（大阪高判平26.3.20金法2026号83頁、金判1472号22頁。慰謝料請求は否定、弁護士費用請求は肯定）。

この度、最高裁は大法廷決定により預貯金債権が相続と同時に当然分割されるとの従来の判例を変更し、これらの債権が遺産分割の対象となるとの新判断

を示した。本決定が実務に与える影響は多大なものがあると思われる。そこで本決定を分析し、その意義、射程距離や予想される問題点などについて検討することとしたい。

[対象判例の表示] 最高裁平成27年(許)第11号・同28年12月19日大法廷決定・民集70巻8号2121頁, 判時2333号68頁, 判タ1433号44頁, 金法2058号6頁, 金判1510号37頁

[参照条文] 民法264条(準共有), 427条(分割債権及び分割債務), 898条(共同相続の効力), 907条(遺産の分割の協議又は審判等)

II 事実関係

A(平成24年3月死亡)の相続人はX(養子)とY(養子Bの子)のみである。

Aの遺産は、不動産258万1995円相当、預貯金約4000万円(普通預金3口, 外貨普通預金1口, 通常貯金1口, 定期貯金1口)である。BはAから約5500万円の生前贈与を受けており、Yの特別受益とされる。

XはYを相手方として遺産分割の申立てをした。

原々審・大阪家審平26.12.5金法2059号20頁は、不動産をXが取得するとした(預貯金について遺産分割の対象とする合意がないことから、分割の対象外とした。不動産についてYは特別受益のため、具体的相続分なし)。

原審・大阪高決平27.3.24金法2059号19頁は、Xの抗告を棄却したが、Xの許可抗告申立てを認めた。

なお、最高裁大法廷においては、事案の重要性に鑑み、家事事件では珍しく任意的口頭弁論が開かれたようである(抗告人代理人の弁論要旨が金法2059号14頁以下に登載されている)。

III 本決定の概要

1 法廷意見

裁判官全員一致による法廷意見の結論部分は、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが

相当である」。「〈最三小判平16. 4. 20〉裁判集民事214号13頁〈下記Ⅳ 1⑤〉その他上記見解と異なる当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである。」というものである。

その理由を要約すると、①遺産分割の「手続において基準となる相続分は、特別受益等を考慮して定められる具体的相続分である」、②「遺産分割の仕組みは、被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることから、一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく」、「現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在する」、③「具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産であるという点においては、本件で問題とされている預貯金が現金に近いものとして想起され」、「預貯金は、預金者においても、確実かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をさほど意識させない財産であると受け止められ」、「遺産分割手続の当事者の同意を得て預貯金債権を遺産分割の対象とするという運用が実務上広く行われている」との認識を示した上、④普通預金及び通常貯金については、「いずれも、1個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るもので」、「相続開始時における各共同相続人の法定相続分相当額を算定することはできるが、その額は観念的なものにすぎないというべきで」、「預貯金債権が相続開始時の残高に基づいて当然に相続分に応じて分割され、その後口座に入金されるたびに、各共同相続人に分割されて帰属した既存の残高に、入金額を相続分に応じて分割した額を合算した預貯金債権が成立したと解することは、預貯金契約の当事者に複雑な計算を強いるものであり、その合理的意思にも反するとすらいえよう」とし、⑤定期貯金債権については、前身である「定期郵便貯金と同様の趣旨で、契約上その分割払戻しが制限されているものと解され」、「上記の制限は、預入期間内には払戻しをしないという条件と共に定期貯金の利率が高いことの前提となっており」、「定期貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反」し、「他方、仮に同債権が相続により分割されると解しても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して全額の払戻

しを求めざるを得ず、単独でこれを行行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい」というものである。

2 補足意見等

本判決には、次のような補足意見等がある。

岡部喜代子裁判官の補足意見は、「可分債権は共同相続により当然に分割されるものの」、「分割された可分債権の額をも含めた遺産総額を基に具体的相続分を算定し、当然分割による取得額を差し引いて各相続人の最終の取得額を算出すべきである」とする。

大谷剛彦、小貫芳信、山崎敏充、小池裕、木澤克之各裁判官の共同補足意見は、遺産分割前に払戻しの必要があり、共同相続人全員の同意を得ることができない場合、家事事件手続法200条2項による仮分割の仮処分等を活用することを提案する。

鬼丸かおる裁判官の補足意見は、「①相続開始後に相続財産から生じた果実、②相続開始時に相続財産に属していた個々の財産が相続開始後に処分等により相続財産から逸出し、その対価等として共同相続人が取得したいわゆる代償財産（略）、③相続開始と同時に当然に分割された可分債権の弁済金等が被相続人名義の預貯金口座に入金された場合も、これらの入金額が合算された預貯金債権が遺産分割の対象となる」としつつ、「具体的相続分は相続開始時の相続財産の価額を基準として算定されるものであることから（略）、具体的相続分の算定の基礎となる相続財産の価額をどう捉えるかが問題」であり、「今後検討が行われることが望まれる」とする。

木内道祥裁判官の補足意見は、「券面額をもって実価（評価額）とみることができない可分債権については、〈相続人全員の〉合意がない限り、遺産分割の対象とはならず、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるものと解するのが相当である」とする。

大橋正春裁判官の意見は、「可分債権を含めた相続開始時の全遺産を基礎として各自の具体的相続分を算定し、これから当然に分割されて各自が取得した可分債権の額を控除した額に応じてその余の遺産を分割し、過不足は代償金で調整するという見解」（分割時考慮説。分割対象除外説に対するもの）を採用すべきであるとする。

IV 判例・実務及び代表的学説

1 主要判例及び裁判実務

金銭債権等の共同相続に関するこれまでの大審院及び最高裁の判例の流れは下記のとおりである。

すなわち、金銭債権は相続と同時に当然分割されることを原則としながら（下記①②⑤）、遺産である現金を遺産管理人名義で預けた通知預金が遺産分割の対象であることを認め（下記③）、相続後、遺産分割前の賃料債権が相続分に応じた分割債権であることを確認し（下記⑤）、被相続人名義の預金口座の取引経過の開示は、共同相続人の1人が全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、保存行為として単独できるとし（下記⑦）、その後、定額郵便貯金、投資信託受益権及び国債、投資信託受益権に基づく相続開始後の元本償還金又は収益分配金について遺産分割の対象であることを認めた（下記⑧ないし⑩）。このように上記原則の適用範囲を限定する判例が順次現れたことが注目される。

- ①大判大9.12.22民録26輯2062頁（「金銭債権ノ如キハ……相続ト同時ニ当然相続人間ニ分割セラルルモノ」）。生命保険金債権の事案である。
- ②最一小判昭29.4.8民集8巻4号819頁（「相続人数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とする」。不法行為に基づく損害賠償請求権についての判断である*1。
- ③最二小判平4.4.10家月44巻8号16頁，判タ786号139頁（「相続人は、遺産の分割までの間は、相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している他の相続人に対して、自己の相続分に相当する金銭の支払を求めることはできないと解するのが相当である」。被相続人の残した現金を遺産管理人名義で通知預金としていた事案である。
- ④最三小判平10.6.30民集52巻4号1225頁，判時1644号109頁，判タ1644号97頁（「預金債権その他の金銭債権は、相続開始とともに法律上当然に分割され、各相続人がその相続分に応じて権利を承継する」。相続税立替債権に対し被相続人の預金債権による相殺の抗弁を失当とした事案である*2。

*1 大場茂行・最判解説（民）昭和29年度61頁参照。

- ⑤最三小判平16. 4. 20家月56巻10号48頁, 判時1151号294頁, 判タ1151号294頁
 (「相続財産中に可分債権があるときは, その債権は, 相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり, 共有関係に立つものではないと解される」)。貯金の払戻しを受けた相続人に対して相続分相当の不当利得を求めた訴訟 (原審が家事審判事項として訴えを却下したのを違法として差し戻した)。
- ⑥最一小判平17. 9. 8民集59巻7号1931頁, 判時1913号62頁, 判タ1195号100頁 (「遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は, 遺産とは別個の財産というべきであって, 各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。遺産分割は, 相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるものであるが, 各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した上記賃料債権の帰属は, 後にされた遺産分割の影響を受けないものというべきである。」)^{*3}
- ⑦最一小判平21. 1. 22民集63巻1号228頁, 判時2034号29頁, 判タ1290号132頁
 (「預金者が死亡した場合, その共同相続人の一人は, 預金債権の一部を相続により取得するにとどまるが, これとは別に, 共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき, 被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる)。預金取引記録の開示請求をした事案である^{*4}。
- ⑧最二小判平22. 10. 8民集64巻7号1719頁, 判時2098号51頁, 判タ1337号114頁 (「〈郵便貯金〉法は〈定額郵便貯金〉債権の分割を許容するものではなく, ……相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない」)。定額郵便貯金債権が遺産に属することの確認を求める訴えの確認の利益を認めた

* 2 民集では, 別訴で一部請求をしている債権の残部を自動債権とする相殺の抗弁について, 訴訟上の権利の濫用に当たるなど特段の事情の存しない限り, 許されるところとした点を判決要旨として掲げている。河邊義典・最判解説(民)平成10年度(下)642頁参照。

* 3 松並重雄・最判解説(民)平成17年度(下)553頁参照。

* 4 田中秀幸・最判解説(民)平成21年度(上)54頁参照。

* 5 石丸将利・最判解説(民)平成22年度(下)587頁参照。

事案である*5。

⑨最三小判平26. 2. 25民集68巻2号173頁，判時2222号53頁，判タ1401号153頁

（「共同相続された株式は，相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである」）。遺産分割審判の結果に基づいてされた共有物分割の訴えを却下すべきでないとした事案である*6。委託者指図型投資信託の受益権，国債についても当然分割を否定した。

⑩最二小判平26. 12. 12集民248号155頁，判時2251号35頁，判タ1410号66頁

（「投資信託」受益権につき，相続開始後に元本償還金又は収益分配金が発生し，それが預り金として上記受益権の販売会社における被相続人名義の口座に入金された場合にも，上記預り金の返還を求める債権は当然に相続分に応じて分割されることはな」い）。相続人の一人による預り金返還請求を棄却すべきとした。

家庭裁判所における遺産分割調停及び審判においては，上記判例に従い，被相続人の預貯金は被相続人の死亡と同時に共同相続人に当然分割承継されることを原則としつつ，平等な遺産分割を理念として，共同相続人全員の合意があれば遺産分割の対象として扱うとの運用が定着していた（司法研修所編・遺産分割事件の処理をめぐる諸問題（2004）245頁以下，岩木宰「遺産分割—遺産分割の対象」判タ996号112頁以下，松原正明「可分債権と現金」判タ1110号332頁等）。

2 代表的学説

債権の共同相続に関しては，これまでの判例を是認して当然分割を認めるもの（内田貴・民法Ⅳ補訂版403頁（2014）等）以外に，遺産合有説によって遺産分割の対象とするもの（我妻栄・新訂債権総論387頁（1964），中川善之助＝泉久雄・相続法第4版（2000）231頁等），可分債権であっても遺産分割の対象となるとするもの（鈴木祿弥・相続法講義（改訂版）244頁（1996）等），不可分債権として遺産分割の対象とするもの（近江幸治・民法講義Ⅶ237頁（2010）等）があった（詳しくは，潮海佳男・新版注民（27）補訂版300頁以下（2013），久保井一匡ほか・後記評釈21頁以下参照）。上記判例⑨⑩の登場後，従来の判

*6 角谷昌毅・最判解説（民）平成26年度78頁参照。

例法理を変更するほうが明快であるとするもの（山下純司・⑨⑩判批・金法2009号55頁）、金銭債権当然分割説の妥当性に限界があることを指摘するもの（潮見佳男・⑩判批・金法2025号57頁）が現れ、本件大法廷決定を迎えることとなった^{*7}。

V 本決定の射程及び実務等への影響

1 本決定の射程

本決定は、普通預金、通常貯金及び定期貯金債権の共同相続について、相続分に応じて当然分割されるというこれまでの裁判上での扱いを変え、遺産分割の対象にすることを認めた。本決定が裁判実務に与える影響は多大であろう。金融機関はこれまでの判例にかかわらず、一部の相続人からの預金払戻請求に応じないのを原則としていたが、本決定の出現を歓迎しているようである。本決定は、それ以外の同種債権の遺産分割対象性については触れていないが、それは当該事案の解決に必要な限度で判断したからに過ぎない。本決定の趣旨から見て定期預金債権についても同様の法理が当てはまるであろう（本決定後、定期預金・定期積金債権の当然分割を否定する最一小判平29. 4. 6判時2337号34頁、判夕1437号67頁、金法2064号6頁が現れた）。本決定は預金債権以外の債権について触れることがないので債権が複数の相続人の中で相続分に応じて当然分割されるという原則に変更はない。

本決定が判例変更の対象として明示したのは、上記④最三小判平16. 4. 20に止まっており、重要判例として引用されることの多い上記②最一小判昭29. 4. 8は含まれていない。それは、相続人と被相続人に対する不法行為者間の損害賠償請求訴訟の事案であり、共同相続人間の紛争を扱ったものではないからである。それに本決定が預金債権以外の相続財産たる債権の可分性について判断の必要を見なかったからでもであろう。本決定の判例としての射程は預貯金債権以外の通常の債権には及ばないというべきである。

*7 森田宏樹「可分債権の遺産分割における取扱い—預金口座にかかる預金債権の相続について」論ジュリ20号12頁、18頁は、「預金口座から出金する支払指図の権限は、共同相続人全員に不可分的に帰属する」とした。本論文の付記によれば、脱稿後に本件大法廷決定に接したとされる。

相続開始前に推定相続人が被相続人の預金口座から無断で払い戻した、いわゆる使途不明金は、不当利得返還又は損害賠償請求訴訟の対象となり得るものであって、原則として遺産分割の対象とならない（小田正二ほか「東京家庭裁判所家事第5部における遺産分割の運用」判タ1418号12頁参照）。

本決定は、いわゆる判例の遡及効に関して触れていない（平成25年法94号による改正前の民法900条4号但書を違憲とした最大決平25. 9. 4民集67巻6号1320頁、判時2197号10頁、判タ1393号64頁が既往の法律関係に影響を及ぼすものではないとしたことと対比されたい）。

金融機関の実務においては、これまでの判例・裁判実務とは反対に相続人全員の承諾なしに一部の相続人による払戻しに応じないのを原則としていたが、判決により払戻しを命じられたり、相続人側の事情を酌み、その危険負担において払戻しに応じる事例はあったと見られる。これらの支払が本決定に反するとして覆される虞は少ないと思われる（民法478条等）。

2 実務等への影響

本決定によれば、共同相続人がいる場合にその一部の者から金融機関に対し預金の払戻しを求める民事訴訟での請求は認められない。もし被相続人の債務弁済等で払戻しが必要なときに相続人全員の同意が得られない場合、大谷裁判官ら5名の補足意見が指摘するとおり、仮分割の仮処分の方法によることになる^{*8}。金融機関で行われていた少額の便宜払いは、リスクヘッジの必要性がより高まったと言える（但し、被相続人の未払医療費などについては、リスクは低いであろう）。

被相続人死亡後、預金口座に入金があった場合、これを遺産分割の対象となるとしても具体的相続分算定の基礎となる相続財産の価額に加えるかどうか鬼丸裁判官の補足意見が指摘するとおりの問題点がある。これを「相続開始の時に所有した財産」（民法9031項条・904条の2第1項）に当たらないと解するのが文理には適うであろうが、同意見が示唆するように、それらが相続開始の時にあったと同視できる場合には具体的相続分算定の基礎となる相続財産の

* 8 東京家裁における仮分割仮処分の申立書と審判書の書式例については、松原正明ほか（下記座談会）・家庭の法と裁判9号54頁以下を参照されたい。

価額に加え、同視できない場合には共同相続人全員の同意ある場合に限ってこの価額に加えるのが相当と考える。

被相続人の預金債権に対する差押えは、被相続人の債権者からのものは当然許されよう。相続人の債権者からの差押え（相続分相当）については、古くは遺産合有説の立場からでも民法909条但書の第三者（善意・悪意を問わない）として許されるとする説があった（我妻榮・改正親族・相続法解説195頁（1949））。しかし、本決定は普通預金、通常貯金及び定期貯金債権について相続人全員による権利行使しか認めていないので、預金債権の準共有持分に対する差押えは許されるが、債権者に取立権はなく、民事執行法161条の譲渡命令等の換価命令によることになるとする見解（笹川豪介・下記評釈11頁）に賛成する。なお、金融機関は第三債務者として遺産分割までは取立てに応じられない旨陳述するとの見解（佐藤亮・下記評釈15頁）、債務者の債権額が不明確となることから、具体的相続分の確定前に差押えは行えなくなるのではないかとの見解（平松知実・下記評釈22頁）、譲渡命令を得た後、準共有物の分割請求が可能であり、あるいは民法427条の適用により差押対象部分に相当する債権部分が分割されるという考えもあるとの見解（浅田亮＝平松知実＝圓道至剛・下記鼎談27頁の圓道至剛発言）がある。

被相続人の預金債権を受働債権とする相殺については、被相続人の債権者からのものは、相殺適状である限り、許されよう。相続人の債権者からのもの（相続分相当）も許されるとする見解（齋藤毅・下記評釈82頁。上記我妻榮書193頁以下を援用する。）と許されないとする見解（佐藤亮・下記評釈14頁以下。相続預金が当然分割されないことのコロラリーとする）がある。本決定の趣旨から否定説が相当であると考ええる。

相続法改正作業においては、可分債権の遺産分割における扱いについて、甲案（可分債権は相続の開始により当然に分割されることを前提としつつ、これを遺産分割の対象に含める考え方）と乙案（可分債権を遺産分割の対象に含めることとし、かつ、遺産分割が終了するまでの間、可分債権の行使を禁止する考え方）の両者が提案されている（民法（相続関係）等の改正に関する中間試案）。甲乙両案とも預貯金債権が可分債権であるとの従前の判例を前提に提案されたものであるから、本件決定を機に一部見直しが迫られることになった。実際、法制審議会民法（相続関係）部会においては、本決定を踏まえ、丙案（相

続を原因として債権を取得した場合についての対抗要件に関する規律のみを設ける考え方)を検討対象に加えた(平成29年2月28日に開催された同部会第18回会議資料)*9。

VI 結 語

本決定は、相続人が複数いる場合に預貯金債権が当然に分割されるとの従来の判例を変更し、これらの債権が遺産分割の対象となることを明らかにした。その影響は家事審判, 調停に止まらず, 民事訴訟, 金融実務等全般に及ぶものである。本決定の射程は当面, 預貯金債権に限定されるが, その他の債権についても, その種類によっては指導的指針となるであろう。

本決定が生まれた背景には, 本事案のように, 相続人の一部に大きな特別受益があった場合, 従来の判例理論により遺産分割を行えば不公平さが増幅するという最高裁判官の法感覚があったのではと推測される。良い判例が生まれるにはそれに適した事案の出現と適切な提示が必須であることが痛感される。

〔主要評釈等〕※肩書は掲載当時のもの(順不同)

齋藤毅(最高裁調査官)・ジュリ2017号76頁

同・ひろば70巻3号47頁

窪田充見(神戸大教授)・ジュリ1503号58頁

滝澤孝臣(日大法科大学院教授・弁護士)・市民と法103号3頁

藤原彰吾(みずほ銀行法務部)・金法2058号4頁

浅田隆(三井住友銀行法務部長)・金法2058号14頁

潮見佳男(京大大学院教授)・金法2058号17頁

平松知実(巣鴨信金事務管理課長代理)・金法2058号20頁

*9 平成29年6月26日に開催された同部会第22回会議の会議資料によれば, 同部会は, 要綱試案のたたき台として, (1)家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策と(2)家庭裁判所の判断を経ないで, 預貯金の払戻しを認める方策を提案した。後者は, 遺産である預貯金債権の2割にその法定相続人の法定相続分を乗じた額(預貯金債権の債務者毎に100万円を限度とする)について単独での権利行使を認め, 権利行使をした預貯金債権は, 遺産分割の際になお存続するものとみなす案である。

- 圓道至剛 (弁護士)・金法2058号23頁
兩部美勝 (静岡中央銀行顧問)・金法2058号25頁
笹川豪介 (三井住友信託銀行法務部・弁護士)・金法2059号6頁
久保井一匡 = 黒田愛 = 細川良造 = 藤永祐介 (各本件担当弁護士)・金法2061号10頁
香月裕爾 (弁護士)・銀法810号8頁
佐藤亮 (みずほ銀行法務部・弁護士)・銀法810号12頁
鈴木尊明 (同志社女子大助教)・TKC新・判例解説Watch z18817009-00-031291458
渡邊泰彦 (京都産業大教授)・TKC新・判例解説Watch z18817009-00-040871459
浅田 (三井住友フィナンシャルグループ監査役室長) = 平松 (巢鴨信金事務管理課長) = 圓藤 (鼎談)・金法2063号6頁
村重慶一 (弁護士)・戸時750号101頁
山下純司 (学習院大教授)・法教439号124頁
藤原正則 (北大大学院教授)・金法2065号6頁
片岡武 (東京家裁判事) = 山城司 (同) = 数馬薫 (熊本地家裁判事) = バヒスプラン薫 (東京家裁判事補) = 田野倉真也 (同) = 秋枝和子 (東京家裁主任書記官)・金法2065号16頁
松尾弘 (慶大大学院教授)・法セ748号118頁
水野貴浩 (松山大准教授)・司法書士41号72頁
松原正明 (早大大学院教授) 司会 = 潮見 = 片岡 = 倉持政勝 (弁護士) = 中村弘明 (三菱東京UFJ吟香法務部上席調査役) 座談会・家庭の法と裁判9号28頁

[追記] 本稿は、平成29年4月13日に開催されたTax & Law 実務研究会・千葉 (西口元早大法科大学院教授・加瀬昇一税理士共同代表) で発表した内容を発表原稿に基づいて再現し、さらに若干の加筆をしたものである。研究会に参加された実務家諸氏から適切な助言を得たことに感謝申し上げたい。なお、主要評釈等は同年6月30日までに参照し得たものに限り掲記した。